

## 日本産業保健法学会における研究データ管理・公開ポリシー(データポリシー)

### (目的)

日本産業保健法学会（以下「本学会」という。）は、労使の健康・安全に関わる試行錯誤と対話に基づく自己決定の支援を行うため、産業保健に関する適正な（予防的・事後的）問題解決の方策を探求し、法を予防的に活用する流れをつくり、労働安全衛生法上の積み残し課題の解決を図ることを基本理念として掲げている。その過程で得た研究データを適切に管理することは研究を行う上で必要不可欠であり、その研究データが広く活用されることにより、将来の学術や社会の発展に寄与するものと考えられる。

本ポリシーは、本学会における研究データの管理、公開及び利活用の原則について定める。

### (研究データの定義)

1 本ポリシーにおける「研究データ」とは、本学会における研究活動の過程で研究者(※注)によって収集又は生成されたデータをいう。

### (研究データの管理)

2 研究者は、それぞれの研究分野における法的及び倫理的要件に従って研究データを管理（研究データの取得、保管、利用、加工等を含む。）しなければならない。

3 本学会は、原則として、研究データを収集又は生成した研究者がその研究データの管理を行う権利と責務を有していることを認める。

4 研究データの知的財産権は、別に定める場合を除き、原則として学会に帰属する。他の研究機関等と共同で行われた場合の知的財産権については、それらの研究機関等との取り決めによる。

### (研究データの公開)

5 本学会および研究者は、関連する法的及び倫理的要件に従って、可能な限り研究データを公開し、その利活用に努めるものとする。

### (本学会の責務)

6 本学会は、研究データの管理、公開及び利活用を支援する環境を整える。

### (その他)

7 本ポリシーは、社会情勢や学術状況の変化に応じて適宜見直しを行うものとする。

### ※注

ここでの「研究者」とは、本学会「公正な研究活動の推進並びに研究費の適正な運営及び管理に関する規程」第2条に規定された「学会の正会員であって、代表理事の承認を受けて学会を所属機関として公的研究事業の研究代表者若しくは分担者となる者、又は学会が法人として行う公的研究事業の研究代表者若しくは分担者となる者」をいう。